

各 位

原水爆禁止始良地区協議会／始良伊佐ブロック平和運動センター  
議 長 堀 建 司

## 地方自治の本旨に基づき、憲法の理念を活かし 非核・平和行政の推進を求める要請書

謹 啓

貴職におかれましては、平素から地方自治の発展と住民の暮らしを守る施策を推進されていることに敬意を表します。

今、世界の各地で紛争や衝突が頻繁に起こっています。その中で、「超大国」アメリカは、自分の利害で戦争や武力行使を行なっています。2003年から始まったイラクへの強引な戦争と占領でも、すでに1万人もの住民が死亡し、700人以上の占領軍兵士の命も失われるなど、深刻な事態を迎えています。

日本は、米軍に基地や経費を提供し、多くの国民の犠牲や負担の上で米軍の活動を支え、また軍備の拡張も進めています。特に小泉政権は、ブッシュ政権に追従し、憲法違反の疑いのある「イラク特措法」に照らしても問題のある自衛隊派遣を強行し、結果的に、外交官の殺害や邦人の人質事件の発生という事件まで起きています。

しかし私たちは、悲惨な戦争とアジア太平洋の膨大な人々の犠牲の上によろやく手にした憲法9条の「非暴力」の理念を今も手にしていることを忘れてはなりません。日本は、戦後歩んできた自衛隊の増強や海外派遣の流れの一方で、憲法9条のもとで、海外で直接の本格的戦闘行為には参加せず、多くの自衛隊員や国民の生命がかろうじて守られてきました。日本国内外の現実の情勢に見合うかどうか議論の余地はありますが、この憲法9条の理念—国際紛争を暴力ではない方法で解決しようとする崇高な理念—の実現に、私たちはより大きなエネルギーを向け、この国の力を発揮すべきであると考えます。

非核自治体宣言運動では、「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」という設立趣旨のもと、現在、全国の325自治体(2004.5.17現在)が参加し、総会や全国大会、研修会のほか、さまざまな平和事業などを取り組んできています。

また、ジュネーブ条約追加第一議定書(1979年)第59条における「いかなる手段によっても紛争当事国が無防備地域を攻撃すること」を禁止し、無防備地域の4つの条件—「(a)すべての戦闘要員並びに移動兵器及び移動軍用設備は、撤去されていなければならない。(b)固定の軍用施設又は営造物を敵対目的に使用してはならない。(c)当局又は住民により、敵対行為がなされてはならない。(d)軍事行動を支援する活動が行われてはならない。」を活用して、「(平時から)戦争不参加の意思を表明し…、そのために地域の非軍事化に努め…、戦争の危機が迫った場合には自治体が無防備地域を宣言して戦争から離脱し、あくまで地域住民の生命財産を戦果から守る運動」として、地域からの無防備地域宣言により平和な地域、社会を目指す取り組みがあります。

私たち始良地区原水爆禁止としても、地方自治体において「無防備(非武装)地帯宣言」を行ったり、「非核港湾管理条例」や「自治体非核・平和条例」を制定することにより、地域から安全保障を作り上げていくことと、地区内の被爆者団体と連携しながら、地域においてさらに核兵器廃絶の活動を行政や市民が手を携えて取り組むことが必要だと考えています。

被爆59周年原水爆禁止世界大会・長崎大会の成功に向けた「非核・平和行進」に取り組むにあたり、貴職に対しまして、憲法の平和主義と国の非核三原則、そして地方自治の本旨に基づき、有事関連7法に反対し、平和行政を推進していただきますよう要請するものです。

2004年6月7日

### 要請事項

一、非核都市宣言の街として、「非核・平和行政の推進に関する条例」を制定すること。

(1) 平和事業の推進(「パネル『原爆と人間』展」の8月開催、平和図書館及び図書常設、平和「基金」の予算化、平和外交など)

(2) 原爆被爆者の福祉相談窓口を各自治体に設けること。

二、「全国の自治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立すること」をうたっている「日本非核宣言自治体協議会」(別紙参照)へ参加すること。